

浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター(以下「キャラクター」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

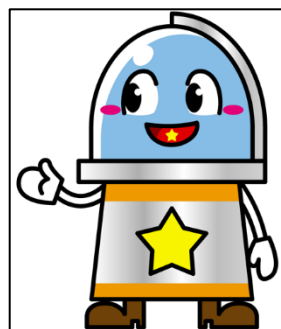
第2条 キャラクターは、次のとおりとする。

- (1) 名称は、「せいめいくん」「ドームくん」「てんもんくん・てんもんちゃん」という。
- (2) デザインは、市が定めた次の基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインとする。

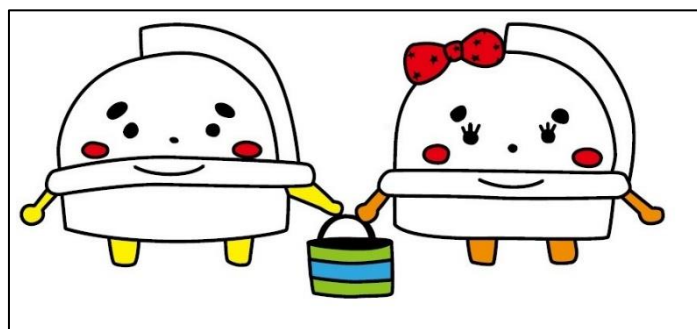
基本デザイン



せいめいくん



ドームくん



てんもんくん・てんもんちゃん

(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 浅口市及び浅口市が主催する事業の開催に協賛する団体等が当

該事業に使用するとき。

- (2) 浅口市が共催又は後援する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (3) 浅口市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 浅口市内の自治会及びコミュニティ組織等がコミュニティ活動の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 浅口市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 浅口市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター使用(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用の期間)

第5条 キャラクターを使用できる期間は、2年以内とする。ただし、同様の内容を再度申請することは妨げない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) キャラクターを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (4) 原則として、第2条第2項に規定するキャラクターのデザイン及び色の改変をしないこと。ただし、作成する物品の形状に応じてキャラクターの一部を使用することができる。この場合はキャラクターの印象を損なわないように使用すること。
- (5) 原則として、物品等には「浅口市・岡山天文博物館」及び第2条第1項第1号に規定するキャラクターの名称の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (6) 物品が、市が製造又は販売する物品であると誤解されるおそれがないように必要な配慮を行うこと。

(見本品の提出)

第8条 使用者は、キャラクターを使用した物品等の完成品を、速やかに提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、キャラクターの使用が明確にわかる写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター使用承認変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター使用(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)をもって行う。

3 第7条及び第8条の規定は、承認内容の変更の場合において準用する。

(承認の取消し)

第10条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消し、物品等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、浅口市岡山天文博物館マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)をもって行うものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 市はキャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者

の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。